別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 郷土学習活動支援事業 |
| 補助事業の目的 | 鉱石の道エリア（中瀬エリアも含む）に残る鉱山遺産（施設、歴史、文化）の素晴らしさを子供達の自身の目線で発見し、地域の宝、誇りとして実感できる郷土学習の機会づくりを支援する。 |
| 補助事業の対象  となる者 | 学校、ＰＴＡ（学年ＰＴＡも可），ＮＰＯ，任意団体等 |
| 補助事業の対象  となる経費 | ①会場費、②資料・教材費、③講師、ガイド等の経費、④施設見学費　　　　⑤バス等交通費、⑥その他郷土学習活動に必要な経費  　　※別表１に掲げるもののうち会長が必要かつ適当と認めるもの。  ＜対象外経費＞  　飲食経費、備品等購入費 |
| 補　助　率 | 定　額 |
| 補助金の額 | １団体、企業につき１０万円以内 |
| 適用除外する条項 | 第１９条 |
| その他の事項 |  |

別 に 定 め る 事 項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　容 |
| 第３条 | （添付書類）  　補助金事業計画書（様式１） |
| （指定期日）  　別途通知に定める日 |
| 第７条第１項 | （軽微な経費配分の変更）  補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更 |
| （軽微な事業内容の変更）  　補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業細部の変更をする場合 |
| 第８条第１項 | （添付書類)  　第３条の添付書類に準じる。 |
| （指定期日）  　別途通知に定める日 |
| 第９条第１項 | （報告事項等）  　別途通知 |
| 第１１条 | （添付書類)  　補助事業実績報告書（様式２) |
| （指定期日）  　事業完了後３０日以内又は令和３年３月３１日のいずれか早い日 |
| 第１９条第１項 | （処分制限期間） |

（別表１）補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内　　　容 | 限度基準等 |
| 会場費 | 郷土学習に必要な会場費  学習発表の会場費など |  |
| 資料・教材費 | 郷土学習・発表等に必要な教材代など | 備品等除く |
| 講師、ガイド等の経費 | 郷土学習に必要な講師代など |  |
| 施設見学費 | 郷土学習のための施設見学費 |  |
| バス等交通費 | 郷土学習のための交通費 |  |
| その他郷土学習活動に必要な経費 | 上記以外で必要かつ適正な費用 |  |

（様式１）

補助事業（変更）計画書

１　申請事業の内容

（１）事業名称

（２）実施団体名（担当部署、担当者名、連絡先）

（３）参加人数、対象　※養父市、朝来市の子供が１０名以上対象に含まれていること

（４）実施場所

（５）事業内容（郷土学習のポイント、学習対象エリア・施設、学習内容・手法等、学習成果の発表方法等）

（６）効　　果

（７）実施スケジュール

２　経費区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 経費区分 | 補助事業に  要する経費 | 補助対象経費 | 補助金申請額 | 備 考 |
| 鉱石の道郷土学習活動事業 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |  |

３　添付資料（様式２）

補助事業実績報告書

１　申請事業の内容

（１）事業名称

（２）参加人数、対象　※養父市、朝来市の子供が１０名以上対象に含まれていること

（３）実施場所

（４）事業内容（郷土学習のポイント、学習対象エリア・施設、学習内容・手法等、学習成果の発表方法等）

（５）効　　果

２　経費区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 経費区分 | 補助事業に  要した経費 | 補助対象経費 | 補助金額 | 備 考 |
| 鉱石の道郷土学習活動支援事業 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |  |

３　添付書類

（１）請求書・領収書

（２）補助事業により作成した資料、印刷物、写真

（３）学習に使用した教材